



働者募集取締令施行取扱手續

(イ) 規定スル範圍ニ於テ此定時間ヲ超ヘ就業時間ヲ延長スルコトアルヘシ

(ロ) 休憩時間ハ就業時間中左ノ如ク配置ス

午前九時ヨリ午後十時迄ノ間ニ於テ 十五分間以上

正午十二時ヨリ 三十分間以上

午後三時ヨリ午後四時迄ノ間ニ於テ 十五分間以上

(ハ) 休日ハ左ノ如シ(但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官ニ届出ノ上變更スルコトアルヘシ)

一 毎月 何日、何日

二 紀元節(地久節)天長節祝日

三 盆休 (日數ハ毎年定ム)

四 年末、年始 (日數ハ毎年定ム)

五 (新舊繭ノ切替時ニ於テ七日以内)

(ニ) 夜間作業ハセス

六 賃金ニ關スル事項

(イ) 賃金ハ日給(出來高給)トシ最低賃金ハ就業日數ニ應シ本職工(鑛夫、土工)一日金何十錢以上養成(見習)(鑛夫、土工)初年目一日金何十錢以上トス

(ロ) 日給ハ定時間ヲ以テ一日トシ業務ノ種類、職工(鑛夫、土工)ノ技能ヲ參酌シテ豫メ之

ヲ定ム出來高給ハ仕事ノ出來高ニ依リ之ヲ支給シ別紙賃金算出方法ニ依ルモノトス

(イ) 定時間以外ノ就業ニ對シテハ超過時間ニ對シ割増金ヲ支給ス

(ニ) 割増金額ハ左ノ方法ニ依リ一時間ニ對スル其額ヲ算出ス

甲 日給ノ場合(平均日給ノ額ヲ定メ賃金ノ算出ヲナスモノトス)

$$\frac{\text{平均日給額}}{\text{賃労働時間數}} \times \frac{13}{10} = \text{割増金}$$

乙 出來高給ノ場合

$$\frac{\text{平均日給額}}{\text{賃労働時間數}} \times \frac{3}{10} = \text{割増金}$$

(ホ) 平均日給額トハ割増金ヲ支給スヘキ日ノ直前賃労働日數十五日間ノ平均額トス

(ニ) 工場(事業場)ノ都合ニ依リ臨時休業スルトキハ平均日給ノ七割ヲ支給ス但シ平均日給ハ前項ノ算出方法ニ依ル

(ロ) 賃金ハ毎月何日ヨリ何日迄ノ分ヲ何日ニ何日ヨリ何日迄ノ分ヲ何日ニ支拂フモノトス

支拂期日休日ニ當ルトキハ支拂ハ翌日ニ繰下クモノトス

(ハ) 前賃金ヲナス募集主ニ於テ賃金ト相殺スルトキハ其ノ旨ヲ記載スルコト

(チ) 職工(鑛夫、土工)死亡若ハ解雇ノ場合又ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ職工(鑛夫、土工)ノ請求アリタルトキハ前項ノ規定ニ拘ハラズ即時賃金ヲ支拂フモノトス

労働者募集取締令施行取扱手續

労働者募集取締令施行取扱手續

- 一 一ヶ月以上ニ亘リ歸郷スルトキ
- 二 婚禮、葬祭ノ爲出費ヲ要スルトキ
- 三 地方長官ノ命令ヲ以テ定メタルトキ（本號ハ工場法適用工場以外ノモノハ削除スルコト）
- (リ) 職工ノ爲ス貯蓄金ハ地方長官ノ認可ヲ受ケタル貯蓄金管理規程ニ依リ之ヲ管理ス（本項ハ工場法適用工場以外ノモノ及管理セサル場合ハ削除ノコト）
- 七 宿舍、食事費用、往復旅費等ノ負擔ニ關スル事項
  - (イ) 當就業場ニ適當ナル宿舍ヲ設ケ就業期間中ハ希望ニ依リ宿宿セシム
  - (ロ) 宿舍費、食事費並就業場ニ到着又ハ歸郷ニ要スル一切ノ費用ハ募集主之ヲ負擔ス但シ在場途中職工（鐵夫、土工）ノ任意ニ依ル歸郷及ビ入場ノ費用ハ職工（鐵夫、土工）ノ負擔トス
- 八 制裁ノ定メアルトキハ之ニ關スル事項  
何等制裁ヲ定メス
- 九 雇傭期間及解雇ニ關スル事項
  - (イ) 新ニ雇入ルル職工（鐵夫、土工）ハ年齢十四歳以上ナルカ又ハ十二歳以上ノ者ニシテ義務教育ヲ終了シ品行方正身體強健ノモノトス
  - (ロ) 職工ノ雇傭契約期間ハ一年以内トス但シ養成女工ニ就テハ三年以内トシ男工ニアリ

- テハ一ヶ年以上トナスコトアルヘシ
- (ハ) 雇傭契約成立シタルトキハ契約當事者ハ雇傭契約書二通ヲ作成シ双方各一通ヲ所持スルモノトス
- (ニ) 天災事變ニ基キ事業ノ繼續不可能トナリタル場合ノ外雇傭契約期間中ノ職工（鐵夫、土工）ヲ解雇スルコトナシ
- (ホ) 雇傭契約期間ノ定メナキ職工（鐵夫、土工）ヲ解雇セントスルトキハ少クとも十四日前ニ其ノ豫告ヲナスカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給ス
- (ヘ) 期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ解雇ノ豫告ハ當期ノ前半ニ於テ次期以後ニ對シテ之ヲ爲ス但シ六ヶ月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ其ノ豫告ハ三ヶ月以前ニ之ヲ爲ス
- (ト) (二)ノ規定ニ拘ハラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ少クとも十四日前ニ豫告ヲ爲スカ又ハ賃金十四日分以上ノ手當ヲ支給シ之ヲ解雇スルコトアルヘシ
  - 一 身體虛弱ニシテ作業ニ堪ヘスト認メタルトキ
  - 二 技能發達ノ見込ナシト認メタルトキ
  - 三 工場ノ秩序又ハ風紀ヲ紊シ改悛ノ見込ナキトキ
  - 四 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

労働者募集取締令施行取扱手續

労働者募集取締令施行取扱手續

- (7) 職工(鐵夫、土工) 解雇ニ際シ請求アリタルトキハ遲滯ナク雇傭期間、業務ノ種類及賃金其ノ他職工(鐵夫、土工)ノ請求シタル事項ニツキ雇傭證明書ヲ交附ス
- 十 負傷疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救済ニ關スル事項  
別紙扶助規則ニ依ルノ外工場法規ノ定ムル標準ニ依リ之ヲ扶助救済ス

就業場所在地

長野縣 市郡 大字 番地

就業場ノ名稱 何々工場

甲雇主 何 某 (法人ニ在リテハ 代表者何會社何々何 某)

被雇者住所

縣 市郡 村町 大字 番地

(戸主トノ續柄) 戸主某 何女

乙 被雇者 何 某

年 月 日生

右當事者間ニ於テ就業案内(及就業規則其ノ他添付文書)ノ事項ヲ内容トシテ大正何年春挽開始

ヨリ何年夏挽終了迄ノ間雇傭契約ヲ締結ス但シ春挽開始ハ遅クトモ二月中ニ夏挽終了ハ早クトモ十二月二十日以後トス

本契約ヲ證スル爲雇傭契約書ニ通テ作成シ各當事者ニ於テ一通宛テ保有スルモノトス

大正 年 月 日

甲 何 某 (法人ニ在リテハ)

乙 何 某 (代表者氏名)

(乙未成年者又ハ妻ナルトキハ同意者若ハ許可者何某)

備考

- 一 當契約、養成契約ナルトキハ「雇傭契約」ナル文字ヲ使用スル部分ヲ「養成雇傭契約」ト記載スヘシ
- 二 契約當事者乙未成年者ナルトキハ法定代理人又ハ本人ヲ保護スル者ノ同意ヲ要シ妻ナルトキハ夫ノ許可ヲ要ス
- 三 本契約書案ハ製絲業ニ關スルモノナルヲ以テ其ノ他ノ業務ニ在リテハ之ニ準シ作成スルコト
- 四 本様式中( )内ノ事項ハ當該事項ヲ記載スル必要アルモノ、ミ( )ヲ削リテ記載スルコト

労働者募集取締令施行取扱手續

労働者募集取締令施行取扱手續

様式乙號

大正 年 月 日

労働者募集ニ従事セムトスル者 何 某  
募集主 何 某

長野縣知事 殿

募集従事者許可願

労働者募集取締令第四條ニ依リ許可相成度左記事項ヲ具シ出願候也

一 募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名

長野縣 市郡 村町 番地 (法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地)

何 某

(何々株式会社代表者氏名)

二 募集従事者ノ本籍、住所、氏名、職業及生年月日

本籍 縣 市郡 村町 番地  
住所 縣 市郡 村町 番地

何業 氏 名 年 月 日生

三 募集従事者ノ履歴

何年何月何々學校 年退學

何年 月ヨリ何業ニ従事ス

何年 月ヨリ何々工場何係ニ雇ハル

四 募集従事期間

自大正 年 月 日 何ケ年  
至大正 年 月 日

五 募集従事區域

長野縣、何々縣

六 應募者ノ就業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類

何々工場 何々業

長野縣

市郡 村町

番地

以上

注意

労働者募集取締令施行取扱手續

労働者募集取締令施行取扱手續

- (一) 募集主ノ印ハ募集届ニ押捺シタルモノト同一ナルヲ要ス
- (二) 取締令第四條第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者更ニ他ノ募集主ノ爲ニ募集ニ従事セムトスルトキハ從來ノ募集主ノ承諾書ヲ添ヘ第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ願出ツヘシ
- (三) ニ違反シタル者ハ取締令第二十一條ニ依リ處分セララル

様式丙號

大正 年 月 日

募集従事者 何

某

何々警察(分)署長 何某殿

募集着手届

労働者募集取締令第九條並同施行規則第九條ニ依リ就業案内及雇傭契約書案ヲ添付シ左記事項及届出候也

追テ就業案内及雇傭契約書案ノ他募集ニ關シ配布スヘキ別紙文書(無之)添付候也

記

一 募集従事者ノ住所、氏名

長野縣 市郡 村町 番地

氏

二 募集従事中ノ居所又ハ事務所

居所、何 市郡 村町 番地 何某方

(事務所、何 市郡 村町 番地 何旅館内)

三 當該警察官署内ニ於ケル募集従事期間

自大正 年 月 日 何日間(又ハ何月間)  
至大正 年 月 日

四 當該警察官署管内ニ於テ募集セムトスル労働者ノ男女別豫定人員

男 何人 計何人  
女 何人

五 應募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地

何々旅館(又ハ何々停車場)

以上

注意

(一) 取締令第九條第二項

前項各號ノ事項又ハ前項ノ規定ニ添付スヘキ文書ニ變更アリタルトキハ遅滞ナク之ヲ届

労働者募集取締令施行取扱手續

労働者募集取締令施行取扱手續

出スヘシ

(二) (一)ニ違反シタルトキハ取締令第二十條ニ依リ處分セラル

様式工第一號 (警察部備付)

募集主臺帳

第 號	届出年 月 日	年 月 日	事 業 期 間	募集主氏名、法人ニ在リ テハ其名稱及代表者氏名		募集主住所、法人ニ在リテ ハ主たる事務所ノ所在地		工場管理 人氏名	事 業 ノ 種 類	就業場ノ 所在地	摘 要	備 考
				工場管理 人氏名	就業場ノ 所在地	募集主住所、法人ニ在リテ ハ主たる事務所ノ所在地	事業ノ種類					

記載心得

一 本臺帳ハ取締令第三條並施行規則第二條ニ依リ届出タル事項ヲ記載スルモノトス

二 摘要欄ニハ取締令第三條第一項第五號乃至第十號及同第二項ノ事項ニツキ記入スルモノトス

三 本臺帳ニハ左ノ索引ヲ付スヘシ

索引番 號	届出年 月 日	就業場ノ 所在地	就業場ノ 名稱

様式工第二號 (警察部備付)

募集従事者許可臺帳

許 可 番 號	第 號	許 可 年 月 日	年 月 日	就 業 場 ノ 所 在 地	募集主氏名、法人ニ在リ テハ其名稱及代表者氏名	工場管理 人氏名	事 業 ノ 種 類
					募集主住所、法人ニ在リテ ハ主たる事務所ノ所在地		

労働者募集取締令施行取扱手續

第 號	摘 要	寫 眞				募 集 從 事 期 間	募 集 從 事 區 域
		本 籍	住 所	職 業	氏 名 生 年 月 日		

記載心得

- 一 本臺帳ニハ管内ニ住所ヲ有スル募集従事者ニツキ記載スルモノトス
- 二 摘要欄ニハ募集ニ關スル違反、許可取消及募集停止處分、其ノ他必要ナル事項ヲ記載スルモノトス
- 三 本臺帳ニハ左ノ索引ヲ付スヘシ

索 引 番 號	許 可 年 月 日	募 集 從 事 者 氏 名	就 業 場 ノ 名 稱

第四章 釋義及取扱標準

(1) 労働者募集取締令質疑ノ儀ニ付通牒 (大正十四年五月二十七日 甲收第三四二四號)

標記ノ件ニ關シ甲號ノ通ノ伺出ニ對シ乙號ノ通回答候條右様御了知相成度及通牒候也  
甲 號

大正十四年四月十三日

長野縣警察部工場課宛

労働者募集取締ニ關スル質疑

西筑摩郡上松町  
上宮木製絲工場主 宮木光太郎

(-) 取締令第二條ノ除外ニ對スル工場法施行細則第二十九條ノ三ニ關スル件

釋義及取扱標準



一 取締令第二條ノ規定ニヨリテ就業ノ爲メ住居ヲ變更スル必要ナキ即チ通勤職工ハ此ノ取締令ノ適用ヲ受ケサルカ故ニ

是ニ該當スル職工カ契約ヲ締結セスシテ其ノ土地ノ工場(甲)ニ於テ就業中他町村ノ工場(乙)ノ募集従事者ガ其ノ甲ノ工場ノ職工ニ對シテ何時ニテモ募集スルコトヲ得ルヤ即チ工場法施行細則第二十九條ノ三ニ「雇傭契約期間中ノ職工ニ對シテ募集ヲ爲スコトヲ得ス」ト規定サレアリト雖此職工ハ就業中ニハアレトモ其契約ナキカ故ニ其ノ所謂「契約期間中」ト云フヲ得サレハナリ

二 前記ノ場合何時ニテモ募集スルモ差支ナシトセハ甲工場ハ非常ノ脅威ヲ感スルモノナルカ故ニ此ノ對策トシテ期間ヲ定メテ契約ヲ締結スルトセハ此場合規則ノ適用ヲ受ケサルモノナルヲ以テ取締令施行規則第十三條ノ手續ヲナササルモ差支ナキヤ、即チ契約書ヲ二通作成シテ各自一通ヲ保有セサルモ又契約票ヲ提出セサルモ差支ナキヤ又契約票提出スルトシテ警察署ニ於テ受理サレルヤ否ヤ

(二) 取締令施行規則第十二條ニ關スル件

一 就業中ノ職工ニ對シテ工場主ヨリ盆、又ハ閉業ノ際或ハ隨時ノ場合は迄年々反物又ハ金員ヲ祝儀或ハ賞與トシテ贈與シタル慣例アリ今後ハ之等ハ悉ク違反行爲ニテ不可ナリヤ  
二 前記適用ヲ受クルモノニ對シテハ不可ナリトスルモ其ノ適用ヲ受ケサル所謂通勤職工ニ對シテハ差支ナキヤ

乙 號

(一) ……是ニ該當スル職工カ契約ヲ締結セスシテ其ノ土地ノ工場(甲)ニ於テ云々」トアルハ

一 契約書ヲ作成セスシテノ意味ナルカ或ハ契約書ヲ作成セス及ヒ雇傭契約期間ヲ定メサル場合ノ意ナラムカ  
果シテ然ラハ就業中ハ他町村内ニ在ル工場(乙)或ハ同一町村内ニ在ル工場ノ募集従事者ハ募集スルコトヲ得ス

如何トナレハ我民法第六百二十七條第一項ノ規定ニヨリ「當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ解約ノ申込ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ雇傭ハ解約申込ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス」

故ニ雇傭期間ヲ定メサル雇傭契約ノ場合ハ解約ヲ申込マサル間ハ雇傭期間中トナリ此ノ場合ニ相手方カ解約ヲ申込ミタリトスルモ該契約ハ解約申込ノ後ヨリ二週間以内ハ雇傭契約期間中トナル

二 労働者募集取締令第二條ノ除外ノ場合ニ當事者間ニ於テ雇傭契約書ヲ作成スルモ違法ニアラスト認メラル前項ニ關スル場合ニ於テ労働者募集取締令施行規則第十三條ノ契約票ニ關スル届出ハ募集主ニ於テハ何等法規上ノ義務アルコトナシト認ム

警察官署ニ於テハ其ノ契約票ヲ受理セサル可カラサル權限アルコトナシト認メラル

(二) 労働者募集取締令施行規則第十二條ニ關スル件

職工カ從來工場ニ於テ作業ニ從事シ閉業ノ際等ニ其ノ作業ニ對スル賞與又ハ祝儀トシテ工業主カ其ノ職工ニ金錢物品ヲ贈與スルハ違法ナラスト認メラル

然レトモ彼等ニ對シ募集主又ハ募集従事者カ募集行爲又ハ「雇傭契約」ヲ將來ナサムトスル意志ヲ以テ金錢物品ノ贈與ヲナシタルトキ又ハ雇傭契約ノ豫備行爲或ハ豫約ヲナス爲ニ金錢物品ヲ贈與シタルトキハ本條違反ナリト認メラル

二 所謂通勤職工ノ場合ハ同規則第十二條ノ適用ナシト認メラル

(2) 労働者募集従事者許可數標準

(大正十四年十一月二日) (昭和三年八月三十一日)  
(甲工發第一二二號) (工發第七四號改正)

- 一 労働者募集従事者許可數ノ標準ハ労働者使用總數百人未滿ノ工場ニ在リテハ労働者拾二人ニ付募集従事者壹人ノ割合ニテ許可スルコト
- 二 労働者使用總數百人ヲ超ユル場合ニ労働者貳十四人ヲ増ス毎ニ募集従事者壹人ヲ増ス割合ニテ許可スルコト
- 三 製絲工場ニシテ繰繰、再繰ノ兩作業ヲ營ムモノニ在リテハ繰繰釜數ノ拾五割ヲ以テ前二項ニ所謂労働者使用總數ト見做ス
- 四 製絲工場ニシテ繰繰作業ノミ營ムモノニ在リテハ繰繰釜數ノ拾四割ヲ以テ第一、第二項ニ所謂労働者使用總數ト見做ス

- 五 獨立再繰工場ニ在リテハ窓數拾ニ對シ繰繰釜一個ニ換算シ其ノ拾四割ヲ以テ第一、第二項ニ所謂労働者使用總數ト見做ス
- 六 前五項ノ計算上端數ノモノニ對シテハ四捨五入ノ方法ニ依リ計算スルモノトス

(3) 募集届書ニ添付スベキ書類ニ關スル件 (大正十四年四月二日) (甲工發第一二七號)

労働者募集取締令第三條ニヨリ募集主カ募集届出ノ際ハ左記各號ニ該當スル規程アラバ之レヲ添附セシメラルヘシ

左記

- 一 皆勤職工獎勵金ニ關スル規程
- 二 職工永續獎勵金ニ關スル規程

(4) 就業案内又ハ雇傭契約書案ノ檢印ニ關スル件

(大正十四年八月六日)  
(甲工發第七七號)

労働者募集取締令第三條ニ依リ知事ニ届出ツヘキ就業案内又ハ雇傭契約書案其他募集ニ關シ配付スヘキ文書ハ労働條件ノ明示トナルヘキ文書ナルヲ以テ事實ニ反シ又ハ誇大虚偽ノ記載ヲ許サ、ルハ論ヲ俟タサル次第ナリ依テ内容調査ノ結果差支ナシト認メ受理濟ノモノニ限り其ノ都度通知可致候條該通知ニ接セサル間ハ同令施行取扱手續第三條ニ依リ檢印ヲ請フ者アルモ檢印

釋義及取扱標準

セサル様取扱相成度候也

(5) 募集届受理済ノ件通知 (大正十四年八月七日 工務第七七號課長通牒)

貴部内左記工場ヨリ届出ニ係ル労働者募集届受理済ト相成候條依命及通知候也

受理年月日	工場名	募集主名

(6) 労働者募集着手届ニ關スル件 (昭和二年一月十四日 甲工務第六號)

本年一月十三日本縣訓令第四號ヲ以テ労働者募集取締令施行取扱手續第六條中募集着手臺帳ノ備付廢止相成候條爾今募集着手届編冊ニハ左記ニヨリ索引ヲ付シ取締上遺憾ナキヲ期セラルヘシ

左記

索引番號	募集従事者氏名	就業場ノ名稱	届出年月日

(7) 労働者募集取締ニ關スル件 (昭和二年十二月十二日 甲工務一三五號)

労働者募集取締令施行規則第十條ニヨリ募集従事者ハ就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ其ノ募集事務所又ハ居所ノ見易キ箇所ニ揭示スヘキ處揭示ニ代ヘ就業案内又ハ雇傭契約書案ノ冊子ヲ見易キ箇所ニ紐等ヲヘテ懸垂スルモ支障無之キモノト被認ニ就キ爾今右ノ趣旨ニ依リ取締相成度

(8) 労働者募集取締令ニ關スル件 (大正十四年五月八日 甲工務第五七〇八號)

社會局 一部長ヨリ通牒有之候條労働者募集取締令第十四條ニツキテハ其ノ趣旨ニ依リ相當取締ラルヘシ

社發一部第三七號社會局 一部長通牒 (大正十四年五月六日)

労働者募集取締令ニ關スル件

釋義及取扱標準

労働者募集取締令第十四條ヲ以テ募集従事者ニ届出義務ヲ負ハシメタルハ出發前應募者ノ家庭訪問又ハ點檢ヲ爲ス等募集ニ關スル取締調査ヲ爲スコトヲ得セシムル趣旨ニ出テタル儀ニ有之必シモ應募者全部ニ付届出後三日間ノ滯留ヲ強要スル趣旨ニ非サル儀ニ有之ニ付事實不都合ナキ場合ニ於テハ便宜三日内ニ出發ヲ許スノ處置ヲ講セラルルモ差支無之從テ應募者ノ増加變更届出アリタル場合ニ之ヲ同條第二項ノ變更トシテ處理スヘキヤ又ハ新ナル届出ト認ムヘキヤハ右ノ趣旨ニ鑑ミ人數ノ多少其ノ他點檢調査ニ差支ナキヤ否ヤ等ノ事情ヲ參酌シテ決定相成度

(9) 労働者募集取締令適用範圍ニ關スル件

大正十四年四月七日  
社發一第百二十六號  
訓會局長官通牒

労働者募集取締令ハ漁夫農夫海員等ノ募集ニハ適用無之候條右御承知相成度

追テ之等ノ者ノ募集ノ取締ニ付テハ實際ノ必要ニ應シ廳府縣令ヲ以テ適宜取締ルコトハ妨ケサル儀ニ有之候

第六編 労働爭議調停法令

第一章 労働爭議調停法

大正十五年四月九日  
法律第五十七號

第一條 左ニ掲クル事業ニ於テ労働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ

一 蒸氣、電氣其他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事業

二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業

三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四 第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止力第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ

五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

六 陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ労働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

労働爭議調停法

第二條 調停委員会ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 調停委員会ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ内六人ハ労働争議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ争議ニ直接利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス

前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四條 労働争議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ三日内ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

當事者前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代ル委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ

此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員ハ四日以内ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依ル届出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第五條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第六條 委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員会ヲ招集シ之ヲ開會スヘシ

第七條 調停委員会ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員会ハ労働争議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第九條 調停委員会ハ開會ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員会ハ議長又ハ其ノ代理者及右當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第十一條 調停委員会ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員会ノ議事ハ之ヲ公開セス

行政官廳ハ調停委員会ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員会ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員会ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ他争議ノ關係場所ニ立入り、作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上祕密ヲ要スル

場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス  
第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ終了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其ノ顛末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ労働争議解決スルニ至ラサルトキハ調定委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル争議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ労働争議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲ケル事業ニ於ケル労働争議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ争議ニ關係アル使用者及労働者並其ノ屬スル使用者團體及労働者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ終了ニ至ル迄左ニ掲ケル目的ヲ以テ其ノ争議ニ關係アル使用者又ハ労働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一 使用者ヲシテ労働争議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

二 労働者ノ集團ヲシテ労働争議ニ關シ勞務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破

毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲ爲シタル者

二 故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サ

ス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 第十九條ノ規定ニ違反シタル時ハ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(大正十五年七月一日ヨリ施行)  
(大正十五年六月勅令第九十七條)

第二章 强制調停範圍ニ關スル件

(大正十五年七月九日勅令第二百五十三號)

左ニ掲グル部隊又ハ工作廳ニ於ケル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ハ之ヲ労働争議調停法第一條第

强制調停範圍ニ關スル件

勞働爭議調停法施行令

六一〇

一項第六號ノ事業トス

陸軍航空本部、陸軍技術本部、陸軍兵器廠、海軍工廠、要港部工作部、海軍火藥廠、海軍技術研究所、海軍艦政本部製圖工場

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三章 勞働爭議調停法施行令

(大正十五年六月二十三日)  
勅令 第九十六號

第一條 勞働爭議調停法及本令ニ依ル行政官廳ノ職務ハ爭議ノ發生シタル作業所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)之ヲ行フ同一ノ爭議カ前項ノ規定ニ依リ二以上ノ地方長官ノ管轄ニ涉ルトキハ内務大臣ハ其ノ一ヲ指定シテ前項ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二條 内務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定スル行政官廳以外ノ行政官廳ヲ指定シテ前條第一項ノ職務ヲ行ハシメ又ハ自ラ之ヲ行フコトヲ得但シ内務大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラサル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ其ノ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

第三條 第一條ニ於テ地方長官トアルハ船員法ノ適用アル船員ノ爭議ニ付テハ逓信局長トシ前

二條ニ於テ内務大臣トアルハ船員ノ爭議ニ付テハ逓信大臣トス

第四條 調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ爲スゴトヲ要ス

- 一 爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地
- 二 爭議ニ關係アル勞働者ノ概數
- 三 代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ示スニ足ルヘキ事項
- 四 調停委員會ニ關スル通知ヲ受クヘキ場所
- 五 爭議ノ要求事項
- 六 爭議ノ經過概要

第五條 當事者ノ一方ヨリ調停委員會開設ノ請求アリタルトキハ行政官廳ハ他ノ當事者ニ之ヲ通知スヘシ

第六條 調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

行政官廳前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第七條 調停委員勞働爭議調停法第九條ノ規定ニ依リ調停手續ヲ結了シタルトキ又ハ其ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ報告アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ

第八條 調停委員會ノ議事ニ關スル總テノ書類ハ勞働爭議調停法第十三條ニ規定スル報告ト共ニ之ヲ行政官廳ニ提出スルコトヲ要ス

勞働爭議調停法施行令

六一一

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件

第九條 労働争議調停法第十八條ノ規定ニ依リ辨償ヲ受クルコトヲ得ル費用ハ旅費日當及止宿料トス

前項ノ旅費、日當及止宿料ハ別表ノ定額以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム

附 則

本令ハ労働争議調停法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

區 分	鐵道賃及船賃	車馬賃(一日當(一日止宿料(一夜
	賃	里ニ付)ニ付)
委 員	二 等	九十錢 六 圓 八 圓
	二 等	七十五錢 三 圓 五 圓

當事者又ハ其ノ他利害關係人又ハ參考人  
備 考

鐵道賃及船賃ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル場合ニハ上級ノ運賃トシ其ノ等級ヲ設ケサル場合ニハ其ノ乗車又ハ乗船ニ要スル運賃トス

第四章 労働争議調停法ニ依ル費用辨償

二關スル件 (大正十五年十月十八日 長野縣令第百二十一號)

第一條 労働争議調停法第十八條及同法施行令第九條ニ依ル委員及其ノ他ノ者ニ支給スヘキ旅費日當及止宿料ハ當分ノ内別表ニ掲ケル所ニ從ヒ定額ニ依リ之ヲ支給ス

第二條 旅費ハ鐵道賃船賃及車馬賃トス鐵道旅行ニハ鐵道賃、水路旅行ニハ船賃陸路旅行ニハ車馬賃ヲ支給ス

第三條 陸路旅行ヲ爲スニ當リ軌道ニ依ルコトヲ得ル場合ニ於テハ其ノ區間ニ限り其ノ實費額ヲ支給ス

鐵道旅行ヲ爲シ得ル區間ニ付公務ノ爲軌道ニ依リ旅行スルトキハ軌道ノ實費額ヲ支給ス

第四條 會議ノ爲招集セラレ又ハ説明ノ爲出席ヲ求メラレタル場合ニ於ケル旅費ハ當時者ノ選定シタル委員當時者又ハ其ノ代表者、其ノ他 害關係人ニ付テハ爭議ノ發生シタル作業所、當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員又ハ參考人ニ付テハ其住居力會議地又ハ會議地ヲ距ル三里以内ニ在ルトキハ之ヲ支給セス

第五條 日當ハ其ノ日數ニ應シテ全額ヲ支給ス

止宿料ハ公務ノ都合ニ依リ止宿シタル場合ニ限り之ヲ支給ス

第六條 調停委員會ノ期間カ十五日以上ニ延長セラレタルトキハ委員ニ支給スヘキ日當及止宿料ハ超過日數ヲ付シ定額ノ二割ヲ減ス

第七條 前各條ニ規定スルモノヲ除ク外旅費日當及止宿料ノ支給ニ關シテハ内國旅費規則ノ規定ヲ準用ス

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件

労働争議調停法ニ依ル費用辨償ニ關スル件



勞資相談所ニ關スル件

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
別表

區 分	鐵道貨 及船貨		
	車馬賃 一里 ニ付	日當 一日 ニ付	止宿料 一夜 ニ付
委 員	二 等	九 十 錢	四 圓
當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人 又ハ參考人	二 等	七 十 五 錢	二 圓
			三 圓
			四 圓

備考

鐵道貨及船貨ハ運賃ノ等級ヲ二階級ニ區分スル場合ニハ上級ノ運賃トシ其ノ等級ノ設ケナ  
キ場合ニハ其ノ乗車又ハ乗船ニ要スル運賃トス

第五章ノ一 勞資相談所ニ關スル件

(大正十四年六月二十五日  
甲工發 第五十二號)

事業主ト労働者間ノ協調並ニ其ノ福利増進ヲ計ル爲メ左記勞資相談所規程同事務取扱手續ニ基  
キ之カ目的ノ達成ヲ期セラルヘシ

追テ「甲發第二七九 (大正九年十一月二十二日付)人事相談所ニ關スル儀ニ付指示」ニ關スル

件中人事相談所事務取扱規程第三條中ニ掲ケル事項ニシテ勞資問題ニ關スル事項ハ爾後勞資  
相談所ノ事務トシテ取扱ハルヘシ

左 記

勞資相談所規程

- 第一條 勞資相談所ハ勞資ノ協調ヲ圖リ相互ノ福利ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第二條 勞資相談所ハ警察部工場課内ニ其ノ本部ヲ置キ警察官署内ニ其ノ支部ヲ設ク
- 第三條 勞資相談所ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ取扱フモノトス
  - 一 労働者ノ賃金、賞與金、勤績金其ノ他給與ニ關スル事項
  - 二 労働者ノ募集、雇入及解雇ニ關スル事項
  - 三 工場寄宿舎等ノ施設改善ニ關スル事項
  - 四 工場ノ管理、經營其他労働者待遇ニ關スル事項
  - 五 勞資間ノ紛議調停ニ關スル事項
  - 六 其ノ他勞資相互間ニ於ケル諸問題

第五章ノ二 勞資相談所事務取扱手續

- 第一條 勞資相談所ノ事務ハ工場監督官吏之ヲ取扱フモノトス但シ所屬工場監督官補配置ナキ  
警察官署又ハ所屬工場監督官補配置アルモ支障アル場合ニ於テハ署長又ハ工場係主任者之ヲ  
勞資相談所事務取扱手續

勞資相談所事務取扱手續

- 取扱フモノトス
- 第二條 勞資相談所支部ニ於テ取扱事件中重大ナリト思料シタルモノニ付テハ其ノ都度速カニ之ヲ本部ニ稟議スヘシ
- 第三條 勞資相談所ニハ左ノ簿冊ヲ備ヘ其ノ取扱ヒタル事項ヲ其ノ都度之ニ記載スヘシ
- 一 勞資相談事件簿(様式第一)
  - 二 勞資相談書類編冊
- 第四條 勞資相談所支部ニ於テ取扱ヒタル事件ハ當分ノ内毎月分ヲ取纏メ様式第二號ニ依リ翌月十日迄ニ警察部長宛之ヲ報告スヘシ

様式第一號

考 備	事 取 經 及 果 件 過 扱 結	要 ノ 件 事 概	氏 願 名 人 年 住 齡 所	件 名	署 長 印	取 扱 主 任 者 印	受 付 時 刻
					大 正 年 月 日	大 正 年 月 日	年 月 日 着
							午前 午後 時

様式第一號

勞資相談所事務取扱手續

勞資相談所事務取扱手續

様式第二號

勞資相談事件報告書		大正 年 月 分
受付年月日	事件名	結果及其月日
計何件内未落着 右及報告候也	事件概要	
大正 年 月 日	警察署	
警察部長宛	勞資相談所支部 主任官職 何	
	某印	

昭和五年八月二十九日印刷  
昭和五年九月三日發行

〔定價九拾五錢〕

著者 長野市岡田一八五  
山口忠作

印刷人 長野市岡田一七六  
田中彌助

印刷所 長野市岡田一七六  
田中印刷合名會社

長野市岡田一七六

發行所

田中印刷合名會社出版部

電話八〇番・一六七八番、振替口座長野八六番

卷之六

...

...

...

...

...

...

...



